

2 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成31年2月20日(水) 15:30～18:30

2 出席者

委員 佐古 順子

渡邊 敬

村川 一恵

嶋崎 真英

中嶋 剛

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 江浪 俊彦 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 教育総務課課長補佐 山崎 喜一郎

3 議事

《議案》

第3号議案 大村市子ども科学館条例施行規則の制定について

第4号議案 専決処分の承認について(大村市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について)

第5号議案 専決処分の承認について(大村市立史料館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について)

て)

第6号議案 専決処分の承認について（旧市民会館敷地の一部の処分について）

第7号議案 大村市歴史資料館（仮称）展示工事の変更契約について

第8号議案 平成30年度大村市一般会計補正予算（第9号）

第9号議案 平成31年度大村市一般会計当初予算

《協議・報告事項》

平成31年度長崎縣市町村教育委員会連絡協議会の理事の選出について
卒業式の告辞等について

4 議事録

教育長	<p>皆さんこんにちは、ただ今から平成31年2月教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日の会議は定足数に達しております。</p> <p>また、本日配布しております第8号議案、第9号議案は、予算に関する議案ですので秘密会議とし、議事日程の後半にしたいと思いますが、議事日程及び秘密会議の取り扱いについて、ご異議はありませんでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>ご異議ありませんので、そのとおりに取扱わせていただきます。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>ご異議ありませんので、承認することとします。</p> <p>議事日程2、教育長報告を行います。1月17日木曜日、チャレンジド作品展が22日まで郡コミセンで行われました。非常に一つ一つ力作ばかりでございました。委員の皆様方にも見ていただいたと思います。また、引き続き来年も頑張らせていきたいと考えております。</p> <p>それから、1月23日水曜日から25日金曜日まで、浜田勤吾ミュージカル中学生鑑賞会ということで、たくさんの中学1、2年生に観ていただきました。それから、26日土曜日も一般公演ということで、たくさんの方々に来ていただきました。大体8割を超す観衆だったと思います。非常に感動をしたという好評をいただいております。また、わらび座の方も子供たちの反応が非常に良かったと、道端で会っても挨拶をしてくれたり、「あっ、昨日の人だ」と言ってお墓まで付</p>

いて来たりしていたようです。劇団の方は、毎日浜田勤吾のお墓にお参りをしてから公演をしていたということで聞いております。一回だけでは、なんかもったいないなあと、これだけの脚本から舞台までをこうして、来年度これ引き続き観せられないのかなあというふうな、その該当学年になってきたらというのが感じられるところです。それともう一つ現場から出た声としては、やっぱり中学3年生にもどこかで一息つかせるためにも観せて良かったんじゃないかなと、非常に夢とか憧れとか命とかそういうものがたくさん凝縮されたミュージカルであったので、3年生も良かったんじゃないかなという意見がございました。また、これからの課題にしていきたいと考えております。委員の皆様方もご観覧いただきありがとうございました。

1月29日火曜日は、ふれあい給食ということで郡中の方に参りました。先程話があったとおりでございます。私も聞いたらご飯がいいと女の子が言っておりました。やはりパンがというのは、あんまりいなかったんですけど、アンケートの結果がやっぱりああいうふうに出ているのは、不思議なところではございます。

それから、2月2日土曜日から11日まで、第31回子ども美術展入賞作品展示ということで、コミセンの方で行われております。これについても、非常に各学校から出てきた作品はユニークな作品がありまして、子どもたちの感性豊かなものを感じたところでございます。

また2月2日土曜日には郷土史クラブ発表会ということで、NHKのテレビや有線テレビでも放送がっておりますように、さくらホールの方で行いました。今回第10回の節目でございました。そういう意味では、これからまた郷土史クラブを全学校に広めていければなあというふうに考えております。

2月13日、後からまた説明があるかと思えますけれども、私の方で文科省に行った足で滝乃川学園にちょっと寄らせていただきました。川崎近くのところで、かなり距離はあったんですけど、石井亮一、筆子の記念館を見たいということもあって、米川館長ともお会いして本も頂いて参りました。一つの用件としては、今日お配りしてる漫画版の非常にチャージングにできてますけれども、石井筆子の物語をお届けに参ったんですけども非常に良くできております。その中に出てくるピアノがあるんですけども、天使のピアノという石井筆子はずっと愛用していたピアノでございます。それがデーリング社製で1885年、明治18年に作られたもので、日本最古のアップライトのピアノが置いてありまして、ぜひ市長の方から借りたいというふうな要望もあって、行ったわけですけど、ぜひ大村のために使ってくださいということで、図書館のオープニングにこれを持ってこれるような公算が高くなりましたので、非常に良かったなあと思っております。委員

	<p>の皆様にもぜひ見ていただいて、触っていただきたいと思 います。非常に出て行って、よかったなと思っております。</p> <p>最後に2月17日曜日、ミライo nの完成観覧会という ことで、国会議員、県議員、市議会議員、それからミライ o nの地域の協力者の方々と町内会長さん方をお招きして見 学会をして参りました。また、午後からはマスコミが入って ご存じのとおり各新聞、テレビ等で放映があったところで、 非常に興味関心が高いところでございます。</p> <p>以上で教育長報告を終了します。</p> <p>各委員から何か報告あればお願いいたします。</p>
村川委員	<p>1月18日に福岡の方に出張させていただきまして、市町 村教育委員研究協議会に出席してきました。そこで働き方改 革について、色んな先進的な活動や委員さんたちと意見交換 をすることができて、色んなことができるんだなあと思った ところです。また、色々今後検討されていくことになるんだ らうと思いますので、色んな話ができればなあと思ってお ります。どうぞよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>どうもご苦労様でございました。</p> <p>他にございませんか。よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>それでは議事日程3、第3号議案を議題とします。事務局 の説明を求めます。</p>
社会教育課長	<p>第3号議案大村市子ども科学館条例施行規則の制定につ いてでございます。大村市子ども科学館条例第6条の規定に基 づき、条例の施行について必要な事項を定めるため教育委員 会の審議を求めるものでございます。</p> <p>第1条はこの規則の趣旨でございます。第2条は子ども科 学館の開館日、第3条は開館時間についてでございます。第 4条は入館者の守るべき事項を定めております。なお、11 月の定例教育委員会において、村川委員の方から盲導犬、介 助犬等について文言を入れた方がいいのではないかというご 意見を頂戴しておりましたので、第7号に規定をさせていた だいております。第5条は委任についての規定でございま す。</p> <p>なおこの規則は、平成31年4月1日から施行するもので ございます。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願 いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今説明がありましたけど、ご質問等ありませんか</p>
教育長	<p>(7)のところに盲導犬、介助犬及び聴導犬を除くを入 れたということですね。</p>
教育長	<p>図書館等はどうなんですかね。</p>
図書館長	<p>はい、図書館の方も介助犬等も入館が可能で、サインでも OKですというのを玄関の方にもう貼ってあります。</p>
教育長	<p>それでは、質疑を終結します。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>

教育長	よろしいでしょうか。意見を終結いたします。 採決します。第3号議案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、原案とおりに決定することといたします。次に第4号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
図書館長	第4号議案専決処分の承認についてでございます。大村市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったので、委員会の承認を求めるものでございます。 平成30年12月20日に公布された大村市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日としております。この度県との協議の結果、ミライオン図書館の開館の日を平成31年10月5日に決定したことから、改正条例の施行期日を平成31年10月5日と定めるものです。なお、公布日は2月12日でございます。 以上で説明を終わります。ご承認方よろしくお願いいたします。
教育長	はい、ありがとうございます。第4号議案についてご質問等ありませんか。
教育長	ご周知のとおり、開館日を平成31年の10月5日土曜日ということで定めておりますので、その条例の施行期日を定める規則でございます。
中嶋委員	あとで元号が変わったら、ここは、平成31年10月というのはもうないですよ。どうなりますか。
教育次長	市の総務法制担当に確認しますが、これは先ほども言いましたように2月12日時点で告示するものですので、読み替えるというふうな表現になるんじゃないかと思えます。ただし、確認はさせていただきます。
教育長	条例の場合は昭和64年施行とかそういうことになってますよね。あれ全部入れ替えてるんですか。入れ替えなくて、そのまま行ってるんじゃないんですか。
教育次長	ちょっと定かではないです。読み替えると思えます。
教育長	平成元年が昭和64年だったわけですかね。ちょっとそこはまた確認して、お願いしたいと思えます。
中嶋委員	というのが、これがはっきりしてますからね。
教育長	他に質問ございませんか。
教育長	それでは質疑を終結します。 続いてご意見等ありませんか。
教育長	それでは意見討論を終結します。 採決します。第4号議案について、承認することにご異議ありませんか。

全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、第4号議案について承認することといたします。 次に第5号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課長	第5号議案専決処分の承認についてを説明します。これは大村市立史料館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、2枚目に添付しましたとおり専決処分を行いましたので、委員会の承認を求めます。 ミライオンに入る歴史資料館ですので、図書館と同じ事情になりますが、先に公布した大村市立史料館条例の一部を改正する条例で施行期日は公布日から1年以内の規則で定めるとしております。3枚目の下2行に施行期日を示しています。図書館と同日、平成31年10月5日です。公布日も同様に2月12日となります。 以上で第5号議案の説明を終わります。ご承認よろしくお願ひします。
教育長	第5号議案について説明がありました。ご質問ありませんか。
教育長	これは、ミライオン図書館と同日に、10月5日土曜日の開館するということですね。ちょっと細かいこと言いますけど、時間帯は。
文化振興課長	開館時間は同じになりまして、閉館時間については、図書館より少し早い18時に閉館するということになります。
教育長	図書館は平日20時まで、資料館については18時までということになります。土曜日曜は早いんですね、図書館の方は。
新図書館整備室長	はい、土日祝日は18時までです。
教育長	ご質問等ありませんか。
教育長	それではご質問を終結いたします。 ご意見等あればお願ひします。
教育長	意見も終結いたします。 採決をします。第5号議案について、承認することにご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、承認することといたします。 次に第6号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課長	第6号議案専決処分の承認についてを説明します。これはミライオン建設に伴い、それに接する市道八幡町線拡幅の代替地として、旧市民会館敷地の一部を隣接関係者に払い下げることにについて、大村市教育委員会教育長に対する事務委任

	<p>規則第2条の規定により、2枚目のとおり専決処分を行いましたので、委員会の承認を求めるものです。</p> <p>3枚目には土地の位置図をお示ししています。市民会館臨時駐車場というふうには書いてあるところの右側縦に走っている道路が大村駅の方から来る八幡町線ですが、この道路の左側を拡幅するにあたって、市民会館臨時駐車場下にある中尾ビルというところがありますが、このビルの建つ敷地を道路に取るということになりましたので、その代替地をその間に網掛けで色を付けてますが、その部分を代替地として払い下げるといふものになります。</p> <p>以上で第6号議案の説明を終わります。ご承認よろしくお願ひします。</p>
教育長	はい、ただ今第6号議案について説明がありました。ご質問ありませんか。
教育長	大体図面でお分かりですか。ここは、理美容店があったところですか。
新図書館整備室長	中尾ビルは、調剤薬局が入っているビルです。今回の代替地として払い下げる部分は、元の市民会館の一角でございます。大きな木が生えている横ですね。中尾ビルBと書いてある部分のちょうど道路側に沿った部分です。ここを道路から1メートル50ぐらい、2メートルぐらいのところもあるんですけども、細長く市の方が買い上げて道路の拡幅に使うという予定で、ビル自体はそのまま残ります。
教育長	よろしいでしょうか。
新図書館整備室長	細長く買うところにも駐車場があったものですから、新しく払い下げる部分を駐車場として利用してもらおうという意味での代替地でございます。
教育長	他にご質問等ございませんか。
教育長	質問を終結します。ご意見等ありませんか。
教育長	よろしいでしょうか。それでは第6号議案の意見を終結したいと思います。
	採決します。第6号議案について承認することにご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、承認することといたします。次に第7号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課長	<p>第7号議案工事の請負契約の変更契約についてを説明します。これは、平成30年9月市議会定例会で締結の議決を受けた大村市歴史資料館（仮称）展示工事の請負契約について、竣工期限を変更することを3月議会に提出したいので、その原案について委員会の審議を求めるものです。</p> <p>2枚目をお願いします。元の竣工期限平成31年3月29日を平成31年8月30日に変更するものです。変更理由としましては、展示工とミライオン図書館の図書搬入等の作</p>

	業期間が重複しており、双方の作業の効率、安全に支障がある恐れがあり、これを避けて図書館側の作業がある程度落ち着いてから、展示工事の現場施工を行いたいので、竣工期限の変更をお願いするものです。 ご審議よろしく申し上げます。
教育長	はい、ただ今第7号議案について説明がありました。これについて質問等ありませんか。
教育長	質問がなければ、質問を終結します。 ご意見ありませんか。
教育長	それでは、意見を終結いたします。 採決します。第7号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、第7号議案を原案のとおり決定することといたします。

◎自由討論

村川委員から児童虐待の緊急点検について質問があった。

中嶋委員から「OMURA未来塾」について質問があった。

村川委員から子ども安全管理士について意見が述べられた。

◎協議報告事項

長崎県市町村教育委員会連絡協議会の理事について、協議を行った。

小中学校卒業証書授与式の告辞について、協議を行った。

定例教育委員会開の確認

3月定例教育委員会 3月22日（金） 13時30分から

教育長	これもちまして平成31年2月教育委員会定例会を終了します。18:30
-----	------------------------------------